

平成 22 年度第 10 回新宿区外部評価委員会会議要旨

<出席者>

外部評価委員（13 名）

卯月会長、名和田副会長（第 3 部会長）、岡本委員（第 2 部会長）、入江委員、大塚委員、小菅委員、須貝委員、富井委員、中原委員、鍋島委員、芳賀委員、山村委員、渡辺委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 10 月 19 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<開会>

1 外部評価結果の取りまとめ

【会長】

第10回外部評価委員会を開会します。よろしくお願いいたします。

だんだん形が見えてきまして、今日は最終段階の取りまとめの議論をしたいと思います。

本日は、全体の委員会と、それから部会とに分かれて両方行いたいと思います。今までの修正の意見がいろいろ出てきたので、その詳細は部会に分かれて話しあっていただき、また全体に戻ってご意見を言っていただければと思います。

【事務局】

前回、評価しない場合は「―」という表記ををするとしていたのですが、実は17年の答申のときには「E、その他」という評価としていました。もともと今回の評価もその答申と同じようにするとしていますので、「―」ではなくて「E」と表記するほうがいいのではないかと思います。前回の答申を見てみると、例えば福利厚生などは、そもそもそういうものを評価対象にするべきではないのでEとして、答申の中では評価しないというようなことが載っていました。

【会長】

わかりました。では、部会に分かれてこの件についても議論してください。よろしくお願いします。

〈各部会に分かれて議論〉

〈全体会に戻り、各部会の報告〉

【会長】

それでは、細かな点はもう全体の委員会にご報告していただく必要はないかと思いますが、大きな点があれば報告いただくのと、前回、前々回から継続して議論している個別目標というものについての扱いを総括の部分で少し触れましょうということにしておりますので、そういうことでよろしいかということの確認だけはしたいと思います。

第1部会では、それほど多くの指摘はありませんでしたけれども、全体にご報告しておこうと思ったのは、計画事業83番「歌舞伎町地区のまちづくり推進」です。歌舞伎町のまちづくりは、ここ6, 7年、随分クリーンなイメージができつつあるんですけども、民間でタウン・マネジメント・オーガニゼーション、TMOと呼ばれているものをつくって、そちらにだんだん主体を移していくということを想定しているんですけども、議論になりましたのは、なかなか民間側に主体性が見られないということをどのように評価するかということです。外部評価では、「サービスの負担と担い手」は、一応、TMOという形はいいだろうと、だから「適」として、実際効果的な運営がなされていないから、③の「効果的・効率的視点」は「不適」としていました。しかし、TMOの実態、構成、進め方にも問題があるだろうということで、「サービスの負担と担い手」も「不適」にした上で、今私が申し上げたようなことにも触れようということになり、議論に少し時間を費やしてしまったということがありました。「協働」ということでも委員会全体関係してくるのですが、民間というのはいいけれども、その民間がきちんと運営していないということがもしあるとしたら、それは計画事業として区の責任になるのではないかな。

他の部会にも類似のものがあるかと思って今ご紹介させていただきました。

個別目標については、総括の部分で書くということでもよろしいかと思っています。

第2部会はいかがでしょうか。

【第2部会長】

第2部会は、先ほど事務局から出ました「評価しない」という場合、評価結果のところは「Eその他」とするということでもよろしいだろうというのが1点ございます。

あとは、今第1部会のほうでお話があったようなところで、指定管理制度導入事業をどう考えるかということ、区が指定管理者に対して責任を持つというんですか、指定管理者を常にきちんと見てくださいというような指摘をした部分がございます。

【会長】

例えばどこですか。

【第2部会長】

例えば計画事業27「元気館事業の推進」で、「サービスの負担と担い手」で、区が、施設設置者という責任があるだろう、施設設置者として元気館でどのような事業展開が必要か、指定管理者の事業運営に常に注意を払う意識が必要であるというような言い方をしています。

【会長】

でも、「適」なのですね。

【第2部会長】

担い手としては指定管理者ということでもいいんだけど、投げっ放しじゃなくて区としての責任ということを常に意識してくださいというような意見をもう一つつけたということです。

多分、これは全部の指定管理制度導入事業に言えることではあるだろうなと思っております。

あとは、個別目標は第2部会のほうはあまり議論していなかったんですけども、特に今回、計画事業と補助事業の中で議論になった部分に関する個別目標について、ここに書いてあるようなことをやはり個別目標の中でもきちんと位置づけるべきではないかという意見も出ました。例えば男女共同参画の中での意見というのは、その個別目標のところに戻ってきちんと述べられていないようだったら述べるということをしてはどうかという意見が出たということです。

【会長】

今の指定管理者というのは極めて重要だと思うんだけど、第3部会ではどうでしたか。

【第3部会長】

指定管理はあまり議論していません。

【第2部会長】

多分、指定管理に関しては、すべてのところに出てくるので、どこかでまとめて言っていたでもいいかと思うんですけども、個別に元気館では指摘しているということなんです。

【第3部会長】

第3部会では、指定管理という形態自体が表立って議論されたわけではないです。

【会長】

話が逸れますけれども、区がやっているときは区民の意見を取り入れて何か区民に近い感じがあったのが、指定管理制度を導入すると、一般的に民間という感じになって全然区民の声を聞いてくれない、そういうふうになったという声をたくさん聞くんですけども、だからコストだけで言えば安上がりになったことは事実なのかもしれない。でも、サービスとか区民のニーズをとらまえているかということについては、質が落ちたという部分もかなりあるような一般的な印象があるので、こういう評価のときに厳しいなと思って聞いていたんですけども。

【委員】

指定管理者でも事業内容を熟知している指定管理者は、すごくよく気がつく。でも、そうじゃないところが増えているわけですね。そうすると、やっぱり運営に重きを置きますから、使い勝手がすごく悪いし、何のためにあるのかということまで出てきていますから、区が一番始めにその条例をしっかりとしない限りは大変なことになる。

【第3部会長】

指定管理は、制度導入後5年たっていて、指定管理替えが今全国的に行われていると思うんですけども、今、委員がおっしゃったように、区がどういう態度で指定するかということをしきっとするということによってかなり大きく変わるというのが私の実感です。行政側が、特に条例に基づいて仕様書にどういう趣旨の施設であって、どういう運営をしなければならないかということを強く出すと非常に変わってくるというのが実感で、いずれにしても新宿の場合

も指定管理替えに当たってちょっと指定管理制度の検証をすべき時期であるとは思いますが。

【会長】

これはまさに区政運営編のほうの話、まちづくり編にはその辺は触れていないものね。

【委員】

地域センターは指定管理者制度なんです。

【事務局】

昨年、補助金について行政監査があつて、その中で、審査会の答申を踏まえた見直しが十分でない点があるという指摘を受けて、今回、補助事業の評価をお願いしたところですが、その補助金の行政監査の前に、指定管理者の選定状況に関しての行政監査というのがございまして、それが透明性・公平性の部分で問題があるのではないかと、一元的に管理するように、という指摘を受けています。そのため、行政管理課は指定管理者制度がどうあるべきかというその制度設計を所管することになりまして、それで施設各所管課を構成している指定管理者制度検討連絡会議を設置して、そこで課題を1つずつ解決しようということとしています。今、委員からお話がありましたように、昨年ぐらいから指定の更新が入ってくる中で、原則5年の指定期間という部分について、福祉などの施設で利用者と密接な関係を重視しなければならないような施設は、その指定管理者の事業評価が優秀であればまず1回は公募によらず選定することができ、実質10年間実施できるようにするというような検討をしたところです。

そういう中で、制度所管の行政管理課でやっている部分で若干ご紹介させていただくと、指定管理者については毎年自己評価をした上で施設設置課も評価すること、その中では、利用者のアンケートをとって満足度がどうかという部分も十分加味していく。また、指定期間の最終年の評価に当たっては外部委員で評価するようにという指針をつくっているところです。

今お話がありました事業課の取り組みによってかなり差があるというのは確かに現実でございます。区の施設を直営で維持できないのではという話になると、まず公の施設かどうか、その公の施設でどういう事業をやるべきものの施設なのかということを事業課がきちんと整理をした上で、その中で指定管理者にやらせるべきこと、区がやるべきことをきちんと整理して業務要求水準という細かい仕様書をつくって公募して、指定した後もきちんと事業者を指導・監督といいますか、コントロールをしていけばいいんですけども、必ずしも事業課の意識がまだそうじゃない部分もあつて、指定管理者にすると一切口が挟めなくて、丸投げみたいな意識を持っている部分がなきにしもあらずというのは確かにございます。

そういう部分については、行政管理課としても一生懸命指導しているんですけども、なかなか目に見えて効果が出てこないという現状がございまして。行政評価の部分でいきますと、会長からお話がありましたように、区政運営編で指定管理者制度の活用というのをいくつかの施設でやっておりますので、もし必要であればそちらのほうで取り上げていただく。そのときに協働提案事業のように、指定管理者の各施設で事業評価を外部の視点で評価していますので、そこの住み分けをどうするかというのも念頭に置いてご検討いただければと思います。

【会長】

総括で少し触れるかどうか。補助事業も今回評価したことですし、協働という一つの視点で書こうと思えば書けなくもないので、総括で少し触れるぐらいはあるかなと思いました。

第3部会のほうの話をお願いします。

【第3部会長】

第3は、この間議論いたしましたのは、あまりにも細かいために、最初に与えられた資料だけでは十分な判断ができず、この資料だったらこういう感じに判断すると、実はこれはこういうことがありましたというようなことがわかってまた考え直すとか、要綱やさまざまな資料をもう一回見たりとか、いろいろ苦労をした結果、どうしても具体的な問題点がわからないんだけど、何となくもうちょっと考えてほしいなみたいなことをBの見直しが必要と評価した。

区民の平均的感覚として、もちろんA評価というのは概ね問題がないという表現で、大いに結構というわけじゃないわけですから、A評価でもよろしいかとは思いますが、にもかかわらず全体としては合意をしたということでB評価を維持することにいたしました。

その話から全体として外部評価制度のありようの問題がいろいろと提起されたのではないかと感じています。まずその評価の資料の範囲、どこまで調べれば確信が持てるのかということをも委員も悩みます。やっぱり評価報告書をまとめる以上は、行政的に受けとめられやすいものにしようとし、そうするといろんな考慮をし、いろんな資料を見なければならぬということになってどんどん負担が大変になっていくという感じがあります。

それから、部会の合意形成のあり方というのも部会長としてはなかなか苦勞するところで、この外部評価委員会は、全員一致的な、あるいは真ん中をとる、平均をとるというような、そういう合意形成の仕方をしていて、問題によっては委員の間で非常に意見が分かれることもありますので、部会の意見の集約の仕方というのも非常に難しいと感じました。

【委員】

私は、外部評価というのは、1つの意見に決め切れなければ両論併記で結論を出しておいてもいいのではないかと考えています。評価結果はA評価とかB評価とか評価はつきますけれども、評価理由や意見などの文章のところで説明し切れれば、それでいいのではないかと整理をしたということです。

【第3部会長】

結果として第3部会も同じようなことをやっているんですけども、受け取ったほうは、じゃ委員会の意思は何なんですかと思うので、やっぱりある程度一本の線を決めないといけないんじゃないですかね。

【会長】

それが重要だと思いますよね。A、B、Cという評価、最終的には。

同じBでも、非常にAに近いのもあるし、Cに近いのもあるというのを若干の文章で補足しているということだと思うけれども。

【委員】

ビジネスの世界でも、業務監査という場合と検査という場合は明らかに使い分けていて、業

務監査部のスタンダードというのは、教育的指導をするんだというような意味合いで指摘をするとともに、一緒に改善策を考えるという視点で問題提起をする。それからまた原課の方もそういう意味で相談を持ちかけるような形で業務監査部には出してくる。こういうふうな慣行が成り立ってしまっていて、そのところはいわゆる検査とかいうものとは明らかに一線を画しているんですね。

【会長】

では、個別目標の評価については、やらないということに原則なっていますが、個別目標にも触れたいところがある場合は総括の部分で書く、ということを確認し、今までも全体委員会の中で議論していますが、部会長からまとめるべき各部会で議論した結果を踏まえてメモで上げていただきたい。

2 今後の行政評価について

【会長】

残りの時間が少ないんですが、今後の行政評価について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

今後の行政評価についてということで大ぐくりなテーマを残りの時間をいただいて、私のほうから外部評価委員会の皆様をお願いした点が2点ほどございます。

区では、来年度、23年度に第2次実行計画の策定、24年度からの4年間の計画を策定する作業に入っています。第2次実行計画を策定するに当たって、これまで評価をいただきました第1次実行計画について、その中で区の内部で振り返りの評価をして、引き続き第2次実行計画で実施していきたいもの、場合によっては1次実行計画が終了するという内部評価を今後する予定なんですけれども、これまで1次実行計画をご評価いただいた外部評価委員会の皆様に、ぜひ振り返りの部分での評価をお願いしたいと考えています。

スケジュール的に今予定しているのは、来年の4月から、委員の皆様の任期が7月31日までございますので、そこで実行計画の評価をお願いできればと考えています。今年の補助事業のお願いをしているときに委員の皆様から、今年が最後なのというご発言を何度かお聞きしていたんですけれども、その時点ではまだ来年のスケジュールが決まっておりました。この秋口から来年に向けてということで総合政策の中で検討していく中で、前回平成20年のときに、その前の計画の評価を振り返って2年目のときに評価をしていただいたんですけれども、その時点ではもう既に第1次実行計画が始まっておりましたので、それ以前の事業を評価してやめるべきだというもしご意見があったとしても、既に計画事業として動いているので十分反映できなかったということがございます。今回については、来年の3月に20、21、22年度の実績が出ますので、それを踏まえて内部評価のほうは22年末の実績を見込んで、なおかつ23年度、最終年でやる予定を踏まえて全体を振り返った内部評価を年が明けたところでやる予定であります。その結果を来年度外部評価委員会のほうにお渡しして、まさに2次実行計画へつなげるかどうかという部分で内部評価が出たものを評価いただければということです。

【会長】

皆さんのご意見も聞きながら次回以降その点についてお話ししたいと思います。

任期が7月だということは決まっていることなので、できる限り積極的にお応えしようかと思ひます。

今日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

<閉会>

第10回新宿区外部評価委員会第1部会会議要旨（平成22年10月19日）

【部会長】

では、5点の説明をお願いします。

【事務局】

前回から変更のあったものということで、計画事業と補助事業と両方あるのですが、まず補助事業の38「消防団への事業助成」からです。消防団の必要性については十分理解できるというところから始まっているのですが、消防団が法律で規定されていて、その必要性については十分理解できるというのは、この委員会としては、意義に対してのコメントだったのですが、必要性はもう自明のことなので、これについては削っていいのではないかという提案です。「協働の視点の意見」というところは文言整理です。

あと、51番「屋上緑化のところ」です。51番がこの枠の中の少しコメントを増やしました。

というのが、50番と51番は同じ緑化事業、50番は生け垣植樹帯の新設助成、ブロック塀等設置助成で、51番が屋上緑化なのですが、コメントが同じで、50番の方はC評価、51番の方はB評価だったのです。コメントが一緒にB評価とC評価の違いはどこか、これらの事業そのものは、どちらも少し変えていただければという程度だったのですけども。

51番の方は新しく始まった事業で、モデル地区を設定して等という要素がヒアリングでもありましたので、そこのところを文章で入れ、けれども業績自体はスタートしてすべり出し順風満帆ということではないので、少し見直しをしながらお願いしますという形に少し直しました。

【部会長】

いかがですか。

【委員】

いいですね。

【事務局】

あとは、31番の住み替え居住継続支援という家賃補助の住宅課の関係なのですが、この事業が、立ち退きを求められている高齢者と、区立住宅の承継を受けられなかった世帯の転居費用、それと新しく一時的な居住先確保のための支援を行うという3種類の補助でできています。3つ目の離職退去者が新しく加わったのですが、この事業そのものが今月で終了してしまうということです。終了してしまう事業に対して評価のコメントが入っていたのですが、これは削ってもいいのではないかという提案です。

【部会長】

提案のとおり削除でいいですね。

【事務局】

あと、計画事業43番は、「その他」のところでは表現をもう少しわかりやすくしたというところ。無電柱化については、区が直接調査を行い、危険度が高い順に工事を行ってほしいというコメントだったのですが、区は既に調査を何らかで行ってはいるという中で、

調査を行っているとしてもきちんと現状を把握して、工事をするのは管理者だという、その辺多少正確を期するため、「管理者に指導を行って欲しい」と表現を変えたということです。

【部会長】

これもよろしいですね。

【委員】

契約更新のときなど効果的な機会に指導する形にしてほしいですね。

【事務局】

次は計画事業48番で、前回部会に分かれたときに話をさせていただいて、そのときの議論の内容に変更しました。具体的には「適切な目標設定」というところが、去年は適としていて意見もなかったのですけれども、今年度、不適としているので、そのところで評価の理由のところに少し補足を入れました。

【部会長】

48番「安全で安心して暮らせるまちづくり」どうだろうね。客観的指標って、もちろんそうなのだけど、考えてくださいということでもいいですか。

【委員】

客観的指標を示したうえで、成果を示す。

【部会長】

アウトカムというところを強調するところがあれば、ぜひいい言葉を入れたい。

【事務局】

あとは、計画事業53番で、効果的・効率的視点の評価理由の表現を少し言いかえました。

また、この次の「改革方針・方向性」の「禁煙社会となっている」という文言を「禁煙社会が進んでいる」にしました。また、最後、「改革方針への意見」や、その後の情勢からというのを「そうであるならば」、前後の文章をの少しつながりをよくするような微調整です。

【部会長】

何年かたったら、条例の効果を関連して見直すということを今はやっていないのですね。

条例見直しではなくて規程程度でいいのか。

見直しというと逆方向に聞こえるから止めて、趣旨はいいのだから。部分的なところだけの見直しだけで良い。

【委員】

最初の費用対効果のところは、効果が低いのではないかとと思われるぐらいでいいのではないですか。

【事務局】

次の54番は、前回議題に出させていただいたもので、②目標設定のところを不適に今回変えました。それとともに、不適にした理由というのを新たに追加したところです。

62番「交通バリアフリー」は、「その他意見」のところで「業者へ働きかけるとともに」という一文が変わったところになりました。これは、駅前のみでなく駅周辺にもさらに事業を拡

大して、駐輪場整備を図って進めるということで、駅前、駅周辺は区単独ではできないこともあるので、事業者と契約で進めてほしいということで、多少補足して詳しくしたところです。

【部会長】

交通バリアフリーの整備方針に、その他で、何でもここに書いてあるかというふうに読む人が遠回しに思わないか。要は、歩道上に自転車が放置されていて歩けないからということの議論だったと覚えています。

【委員】

歩道に乱雑に自転車がとまっているから整備する。それと、長時間とまっている自転車を何とかしようということです。

【部会長】

これは駅だけじゃないと言おうとしているのでしょうか。

交通バリアフリーというところですから、その他としても道路のバリアフリー化の指標が入っているわけだから、バリアフリー化という視点に立って歩道上の置き自転車の問題に触れることとしましょう。

【事務局】

あとは、70番、細街路ですけども、「効果的・効率的な視点」の評価理由のところでは、「グローバルに推進してほしい」となっていたのですが、グローバルという意味が、受け取った人もなかなかわかりにくいのかなということで「横断的」としました。

さらに、目標設定のところでは「行政の」縦割り、ということで、文言の補足的な修正です。次は、83番「歌舞伎町地区のまちづくり推進」です。

歌舞伎町は、かなりたくさん見にも行きましたし、ヒアリングも2回して、この事業でTMOというものが印象としても大きい存在だったのですが、ただこのまちづくり推進という事業として見ると、大久保公園の整備とか道路の整備などと並ぶ一部です。評価対象は区の計画事業なので、区にこういうふうに誘導してほしいということがわかるように、言葉をそういうような観点から少し修正しました。

基本的には、区は、民間がより一層前面に出て事業を推進できるような支援、働きかけになるような事業展開とすべきであるというような、もとは民間の積極的な参加が求められるとなっていたところを、区がこういうふうに民間を誘導してほしいというような言い方に変えております。あとは、区が民間をもっと積極的に取り込むような工夫をというような形で整理したということになります。

【委員】

③の「効果的・効率的視点」と「4つの視点等への意見」の①の「サービスの負担と担い手」のところが、ちょっと何か齟齬があるようです。

下のほうではそれぞれの事業の担い手が妥当であるということにとどまっているのですが、もう少し民間が積極的に出てくるような形にしてほしいなという考え方だった。ですから、ここは客観的な見方にとどまっている。担い手は妥当だけれども、もう少し民間の役割というの

も大きくしていければ、前面に出ていただければというところをもう少し努力すると良いのかと思います。

【委員】

目的として、役割は妥当だけでも、実践されず行政が前面に出ているので目的どおりにしてほしいと。目的に合った形になっていないといけない時期であるのにはということはいき切れると思います。

【部会長】

サービスの負担と担い手は適にし、効率的なところを不適ということになるとこうなる。

TMOという形でやること自体は間違いではないのだけど、もしかしたらTMOのメンバー構成とか会議の進め方とか、現場の人たちの意思を反映しているのだろうかという疑問がある。それで、TMOという形はいいけど、まだ十分ではないのではないかという視点からは、①も不適とする。不適にして理由をコメントするか。

【委員】

そうすると、一応、TMOという形では民間を絡めているのですよというようなことでは、いいのかなという感じはする。しかし、その民間の加わり方が十分機能していません、もう少し体制面とか考えていかなければいけませんということだと、効率的・効果的になっていないということになっていくのかと思います。

【部会長】

その他に書くのか、サービスの負担と担い手を不適にしたほうが良いのか、それだけの選択だと思います。

【委員】

そこに本当にいろんな商業とかいろんな団体の人たちがきっちりと入ってきて、本当の意見が吸い上げられるような組織をつくれるかどうかというのが問題です。自治体が頑張るのではなくみんなで頑張ろうという立場をつくれば、ある程度、行政がお金を出しても意味がある。そういうふうになっていないということを指摘したい。

【委員】

多分まちづくりには段階があり、今の時点は緒についたばかりなのか。

【委員】

もう7年前ですよ。

【事務局】

改革の方針というところでは、民間の積極的な関与が求められるというところを、もうちょっと区のできることという視点に変えました。

あと、総合評価のところなのですけれども、施策全体として目的から見て十分でないというところを、もう少し詳しく目的というのがどこに当たるのかというところで、計画事業の中で目的が3つぐらいあって、その中で「誰もが安心して楽しめるまちへと再生する」は十分とは言えないのではないかという内容をちょっと詳しくしたところなのですが、ただ十分であると

は言えないというところも、もう少し総合評価を不適とした説明を補強するようなものが必要などころです。感触として、歌舞伎町地区の推進が強くという感覚は共有するのですが、何かというところが、数字があったり、具体的な根拠がないということで、必ずしもないので、そこをあらわして……

【委員】

ここの公園だって、期限が終われば壊して終わりになっちゃうし、お金をかけてもそのお金だけの効果が上がっていないうちに壊されちゃう、という感じですし……

【部会長】

必要だけどハード整理という時代ではないです。

順番がやっぱり違うのではないか。やっぱりまだハード優先。

【事務局】

最後の「その他」という欄がありますけれども、この歌舞伎町地区のまちづくりのためには「多額の税金をつぎ込んだ事業であり、今後の運営についての方針を示すことは非常に重要である。」という文章と、この後の「本事業に関連する」、これは補助事業に言及していて、これは言っていることが同じです。

【委員】

もう少し補足説明をいければそのまま削除せずに……

【事務局】

計画事業、全体をとるような形にして報告します。これはもう一回、文章を調整して確認していただきます。

【委員】

一応、安心して歩けるようになりました、その評価は入れる。この次のときには、もっと住民とか協力団体と一緒にしましょうということです。

【事務局】

もう一つ、計画事業で41番で、区営住宅の再編整備という事業がありまして、これは全部適にしてあって、施設活用検討会の推移を見守ってということなのですが、今後、外部評価の対象に区政運営編の区有施設のあり方の見直しも加えていくことを検討する必要、となっていて、今後、区政運営編を評価するかどうかということまで話が広がるのであれば、全体の合意をとったほうがよろしいのかということなのです。

【部会長】

外部評価の対象にと書かれると結構大きいですね。

【委員】

その住宅建て替えもそうだけど、周辺の国有地か何か空きがあるので、それも把握して考えたいので、まだ計画が進んでいませんと言われたが。

【事務局】

これがもう進まないのはやむを得ないということで、あまり評価しようもないのですが、

内部評価に関して言うていくことでもないのかなというようなこともあります。

【委員】

そういう意味で、これはその他に位置づけての話ですけど、その他ということで、こういうことについても評価ということを考えていったらいいのではないですかというような……。

あと、区政運営編ということで見ると、いろいろ高感度一番の区役所の必要とか、あるべきサービスがどうなのかとか、評価をするにはおもしろいテーマは結構あるのですよね。

第10回新宿区外部評価委員会第2部会会議要旨(平成22年10月19日)

【事務局】

まず、補助事業評価について、前回までの評価内容から変更部分があるものについて確認をお願いします。

8「認証保育所開設準備期間施設貸借経費補助」は、「今までは少子化の傾向が続いているので」というのがありましたが、実は新宿区未就学児の人口は増加傾向にありますので、文言整理したほうがよろしいのではないのでしょうか。

【委員】

ここのところそういうふうに思っていたのです。

【部会長】

都心回帰が起こっているのですね。これはよろしいですね。

あと21「特別養護老人ホーム等建設事業助成」です。

【事務局】

区分にE「その他」がありますので、E「その他」としたほうがいいのでは。ただ、ちょっと違和感があるのはDより下に見えてしまいます。

【部会長】

前の答申がEであったら、それに従っていいと思うのですけど。

Eは本当悪いみたいですけど、「その他」と書いてあるということで、よろしいですか。

【委員】

この委員会での整合性はないかもしれないけれども、新宿区の財務が豊かなうちに償却してしまったほうがいいのではないかと思うから、Eとしていいのではないですか。

【委員】

評価すればいろいろ言いたいことがあるというニュアンスもあって、その他だということ。

【部会長】

3部会もよろしいということだったら、22「特別養護老人ホーム運営助成等」はこちらもEに変えましょう。

【事務局】

妥当性の欄に、「施設の絶対数が不足している中で、少しでも入所可能な施設を増やすという選択肢も検討すべきではないか」とあったのですが、それはこの事業の評価の中でいうと全体の議論なので、その他の欄のほうに移行したほうがいいのではないかということです。

【部会長】

介護保険制度運営全体の中で検討すべきものを、4つの視点の中に入れ込むよりは、その他にする。この後区が介護保険計画をどう考えるかによるのですね。

【委員】

もっと具体的に施設を増やすという選択肢という重要テーマがあるので、別な言い方をすれ

ば、集約するという選択肢など、その介護制度全体の中で検討して欲しい。

【事務局】

前に議論していただいたときに、これは計画事業に持っていったほうがいいのではないかと
いうお話もあったのですが、介護保険全体にかかわる計画事業はないので、実は計画事業のほ
うにもこれを入れる部分が見当たらないのです。そうするとこの事業の妥当性ではなくて、そ
の他の意見として載せておくべきではないかという提案です。

【部会長】

介護保険関係は、逆に経常事業化している。

【委員】

この事業について、区の独自性は発揮できないのです。区だけではほとんどできない。

【委員】

全体的にほんの少し区が出しているだけだから、国の制度という介護保険ということになる。
この制度の中でやっぱり運営するしかないのだよね。

【部会長】

「選択に集約する」は「選択も含めて」ということで修正します。

次が、計画事業です。「男女共同参画の推進」です。

【事務局】

これは文言整理をさせていただいたらこういう感じになるのではないかと提案させていただ
いています。ただ、ここの下線の部分は最初一文だったのですが、ちょっと視点が見えなくな
ってきたので、まず、考えるということを入れて、そのような認識に立った目標設定がなされ
るべきではないかという意見にするべきかと思いました。前回は確認できないと終わっていた
のですね。確認できないのではなくて、目標設定がなされるべきじゃないかと。

【部会長】

例えば、改革の方針ということで適切になっているけれども、今度新しく法制度も変わった
ことだし、整備されていることなので、それに対して個別目標の中でも検討する必要があるの
ではないかとできる。

【事務局】

改革方針のところは。法制度が変わったから、それを踏まえるという言い方にしています。

【部会長】

ここの個別目標は、ワーク・ライフ・バランスも入ったものですね。

【委員】

この指摘内容を、個別目標のところで見ると、同じように言っておいたほうがいいのではな
いか。

【部会長】

議論が外れますが、個別目標の検討をどのようにするかです。ここの部分の評価なり改革の
方針なりに関して、もう少しこういう視点を入れろという形でいいのかどうかです。

【事務局】

第1部会は共通部分を取り出すと言っていました。

例えば、先ほどの介護のお話もそうですけれども、1つの事業でその言いたいことを書こうとすると書けないのです。そうすると、例えば待機児、待機者、両方の観点から個別目標を書くという方法もありだと思います。どう取り組むのかが個別の事業だとわからないので、全体でこうしていくべきだとかという意見を述べられるという方法もあるでしょう。ワーク・ライフ・バランスみたいに、その中のこの部分に関してはという、個別目標の視点からとらえる方法もあると思うので、それはどういう書き方でも部会によって違っていいと思うのです。

【部会長】

今日はまずこちらのことをやりましょう。

男女共同参画はそれでよろしいとして、次の「ワーク・ライフ・バランスの推進」です。

【事務局】

これは「具体的に男性の育児休業取得に向けた法整備も進んでおり」と、ワーク・ライフ・バランスが進んでいるという書き方よりも、より細かく表記したということです。あとは、総合評価で文言を整理して、認定制度の申請件数が減少している中と言い直したところです。

【部会長】

働きかけの問題なのか、それこそ企業の問題なのかわかりにくいところがあります。

【事務局】

申請件数が減少しているのは目に見えてわかっている事実ですから、それであれば意識が低いという捉え方があるかもしれない。ただ企業の意識というのだと調査していないのでわからない。そういう意味ではこう表現にしたほうがいいのかと思います。

【部会長】

そのように修正します。あと、「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」。

【事務局】

改革方針で、「法規を超えた弾力的」とありましたが、これは、捉え方により違法という話にもなり兼ねないので、表記を改めました。

【部会長】

弾力的運営ということですね。

【事務局】

あと弾力運用ですが、今、少しずつですが保育園でやっています。ただし、それは法の中でという意味で、それで文言整理したのと、国の動向も見定めつつと、全体的なこともあり、子ども園についてのことも出てくるので、そうすると今、進んでいるのか進んでいないのかちょっと全体的にもわからない状況なので、その辺のことも見定めつつやったほうがいいというニュアンスを含ませて入れてあります。

【部会長】

幼保一元化の関係で、伸ばそうとはしているのですけど。

【委員】

強いて言えば、国の動向だけではなくて、民間の取り組み状況を見定めつつなのではないですか。

【委員】

または区立の幼稚園についてとあえて言っているでしょう。

【部会長】

でもやっぱり、民間だと普通の保育園じゃなくて駅前保育園とか、あちらのほうの話になってしまう。

【委員】

適正規模・適正配置というのは実需があるわけでしょう。実需があって、それに対応することになると、私立幼稚園とかその他もろもろのいろんな施設があって、実需全体のバランスになるのではないですか。そうすると、私立幼稚園について、また、区立幼稚園についてというこの頭のところは、区立幼稚園でなければこの表現でいいのだけど。

【委員】

区立幼稚園の適正規模・適正配置についてはとして、ここには区立を推進するとともに、必要に応じ区の動向も定めつつ計画的に進めるとか何か、そういうふうに進めていく手もあるのではないですか。

【委員】

でも、今の評価を見るとやっぱり国の動向だね。幼保一体のまだ法整備ができていないし。新宿区でもまだ1園か2園だから。

【委員】

そうすると「区立幼稚園の適正規模・適正配置については」として、「ついでに国の動向を見定め」をできるだけこのまま活かすのだったら、幼稚園についてじゃなくて、「幼稚園に係る適正規模・適正配置については、国の動向を見定めつつ」ということであれば、わかるような気がするのです。

そうすると、ますます国の動向を見定めつつというのは、強くなるような感じもするけど。

【部会長】

区立幼稚園の適正規模・適正配置については、国の動向を見定めつつ、区民・保護者の云々かんぬんとしたほうがより正確だとする。

子ども園も、幼保一元化をどこまで国が法整備をして、予算もつけてみたいなことになるかどうかは、区が進める上でその意義は大きな影響があると思います。

あと、教育委員会関係で「確かな学力の育成」からです。

【事務局】

前回適か不適かというので問題になったところで、指摘事項を書き足しているところです。

【部会長】

去年は一応オーケーにしたのだけでもというところが、最初の文節からすると難しいと思う

のですね。測ろうとしても確かな学力が育成されていないと測れない。確かにそのとおりなので、じゃどうするかというのは、また今後考えてということになるか。

【委員】

多くの人の意見を聞いて、それが確かな学力とはどういうものかというものの指標をつくり評価しようと言っているわけです。第三者評価でやるところではそのところはわかりにくいから、しかし問題があるということなのでしょう。

【事務局】

今お話の出ました15番の特色については、前回の話し合いで不適にするということなので、その理由、説明を加えて載せてあります

【委員】

第三者評価のところにこのニュアンスが目標のほうに出ていないもので、書きかえておかないと、何か目標がちぐはぐになるかなという感じがします。

【事務局】

ここは前回、改善が見られないとして不適にすることになりました。ただ、第三者評価によるというのがありましたし、もともと適にしていたぐらいですから、期待するという形で、だめだったら、次のときにまた指摘するということだったと思います。

【委員】

特にこれは公教育の場合の、国とか東京都の負担以外に、億に近いお金を使っているわけです。そういう意味で、やはり的確な評価というのは必要だと思います。

【委員】

内部評価されている以上に実態はもう少し悪いのではないのという意見もありますので、そこは厳しくしておかないといけないのかと思います。

【委員】

区民の声を聞く中で、若い人たちの中に学力に対する不満がある。小学校あたりのレベルでも、半分以上は私立志向があります。

【部会長】

いろんな評価がありますから、そういう意味でもやはり第三者評価委員の学校評価というのが多面的に評価され、それが公表されるならば、もう少し変わってくるだろうと言える。

現場でのフォローが不可欠であるというのは、これは必要な指摘であったと思うので、改革の方針の意見のところに入れておく。

【事務局】

問題は、「周知だけでは困難である」とありますが、それでよろしいかどうかです。協働のほうでも、教育委員会事務局として現場をどのような支援をしていくのか視点が明確でないと切り切っているのですけれども。

16番「特別な支援を必要とする児童生徒への支援」は、必要性が高まる中、調査・検討の実施を期待したいとなっていたのですけど、何のというのが抜けているので、引き続き設置につ

いてというのを入れたほうが読みやすくなるかなと思います。

【部会長】

このサポートということも含めていろいろと必要だということであれば。

設置についての、と、「の」を入れてください。

あとは「学校の適正配置の推進」。

【事務局】

これは、ヒアリングのニュアンスに沿った内容に修正いたしました。

ここはA地区、B地区に分れていて、A地区のほうは保護者の同意を得る前に立ち上げたと言っているのです。ただ、その中で適正配置の適・不適、やるかやらないかも含めて検討するという言い方をされていたので、前までの書き方だともう進んでいるのだという話に見えていたのですが、そうではなくて手法を変えている、これから検討していくのだと、それも含めてという言い方だったので、そのとおりの言葉に直しました。

【部会長】

ヒアリングを受けて、私たちとしては統合等検討協議会の意見を踏まえた上で、子どもたちの良好な教育環境としてどうあるべきかの視点を重視してこの事業を推進すべきじゃないかという見解です。

【委員】

この文言は、最初は公立学校の整備や適正配置事業は、区の責任で積極的に推進すべきであると書いてあるので、この①のところに書いてあるわけですが、こういう形で変えると、サービスの負担と担い手のところに書くのにふさわしい内容でしょうか。ちょっと外れてしまう気がします。

【委員】

もともと区が積極的にというのを変えたので、そうなる内容的に、サービスの負担と担い手、区がやるか誰がやるかというような問題には触れない文章に結局変わってしまっている。

【委員】

子どもの環境としてどうあるべきかという視点で、今後区の責任としてしっかりやってくださいということを言う。

【委員】

最後の、重視して区の責任でこの事業を推進すべきと変えれば、ここにあってもいいという内容ですね。

【委員】

教育委員会は運営を協議会に移譲しているわけですよ。そういうことをやっぱり、区の責任じゃないような気がするのだよね。

【部会長】

では、①のサービスの負担・担い手はとって、頭から総合評価としていくということによろしいですね。

次は「家庭の教育力向上支援」です。実施したとおっしゃっていましたから、修正後でよろしいかと思います。

次は「子ども読書活動の推進」。図書館の利用率の話です。

これ、適切な目標設定になっていないため、効果は評価できない。

この方向でいいですね。

【委員】

改めて、適切な目標設定を追加したほうがいいのではないのでしょうか。今の目標設定が全く無意味だと言っているわけではないのです。これだと今の目標を改めなさいとなる。

【委員】

「改めて」は要らないですね。

【部会長】

そうですね。

【委員】

「その目標設定を追加し」のほうがいいと思いますね。

【部会長】

また、これも要らないみたいになっちゃうと、おかしいことになりますからね。

あとは「食育の推進」です。

【事務局】

これについては、不適だったものを適に変えたことでの変更です。文言修正もあります。

【部会長】

改革方針や方向性はこれでいいですね。

次の「元気館事業の推進」です。

【委員】

これ意見が分れるところですね。

【委員】

22年度から指定管理にしましょう。

【事務局】

「運営の主体性にやや欠ける」という表現がありましたが、その運営の主体は指定管理で、指摘する対象は区ですから、そのままの表現では読み取りにくかったのを修正しました。

【委員】

元気館の事業内容と高齢者とか、そういうようなことを意識した事業趣旨ということからすると、十分じゃないということがあるのだと思います。

【委員】

指定管理者には働きかける。今利用している人たちの、その部分は大いに役に立っているということなのだけど。だけど、元気館のもともとの趣旨、高齢者や何かの健康とか予防とかにも資するという趣旨からすると、十分に機能していないということは多々あるのではないのか。

【委員】

プログラムはいいのだけでも、区民ニーズの的確な把握ということだね。そうじゃなくて、やっぱり基本的に区民の健康管理としては、専門家、つまり医師とか体育関係者がきちんとプログラムを提供して、そのアンケートをとるならいいけど。

【部会長】

血圧や糖尿等でこういう運動がいいですよというようなことをやるということですね。

【委員】

保健センターには、医師も保健師もいて、糖尿の場合にはこういう運動を、こういう食事をしなさいということまでわかるのです。

【委員】

受け皿になるべきだったのだけれども、それが必ずしもその趣旨に沿ったところまで行き届いていない。

【委員】

元氣館をつくった趣旨からすると、もう少し専門性を持った元氣館でなければいけないのではないかと思います。

【委員】

この目的自体が区民の運動習慣のきっかけづくりと、地域での健康づくり活動の活性化という、専門的ではなく、運動を習慣づけるきっかけになるためのプログラムだと思いましたので、割と充実していると思いました。

【委員】

それは、コズミックセンターでもやっていることで、どこでもやっています。

【部会長】

もう少し連携を強めていくということでしょうか。

【委員】

指定管理にしたということは、そういうことも含めて元氣館でやってもらいたいということだと思いました。

【委員】

利用者にアンケートをとってプログラムを決めるというのだから頼りない。

【事務局】

4つの視点の①については、前回区としてという話があったのですが、ここは指定管理ですので、区は設置者になるのです。そこは明確にした上で、事業展開が必要かを指定管理者に常に注意を払う意識は絶対忘れちゃだめという言い方にしました。

目的の達成度では、文言を修正です。

【部会長】

多面的に評価し、より効率的な運営が行われることを期待する。全般によろしいでしょうか。

【委員】

個別目標で、教育と元気館、食育。その計画事業を含む個別目標が、ここで指摘している内容からすると少し甘いので、指摘しておいたほうがいいのではないかと。

【部会長】

例えば、元気館などはその他のところに、個別目標の心身ともに健やかに暮らせるまちとなるための事業であることを常に念頭に置くべきであるみたいなことが書いてあるのですね。これも同じように、逆に言うと個別目標のほうに、もっと個々の事業についてトータルを考えていくべきだという言い方にはできると思うのですね。

ただ、やっぱり第3部会で言っている、アウトカム指標を入れるとか、費用対効果の視点とか、協働の視点、あと職員の資質向上と横の連携みたいなものというのは、多分どこにでも共通するものであるという気はしますね。

第10回新宿区外部評価委員会第3部会会議要旨（平成22年10月19日）

【部会長】

補助事業について最終の確認をします。

前回までの評価の中で確認が必要と思われるものということで、事務局から説明をしてください。

【事務局】

68の「創業資金利子補給」なんですけれども、B評価の理由が、制度としてあってしかるべきで何が問題なのか判断できないけれども、平成9年から13年が経過しているのでこれを機会に見直すべきだということなんですけれども、年数が経過しているからという理由でB評価と言われても事業課では、目標どおり問題ないと判断しておりますので、それが伝わりにくいのかなという部分と、74の「貸付信用保証料補助」も同じような理由で、いわゆる年数が経過しているから見直しなさいとなっている部分で、この74と68の事業についてどの部分を見直すべきか、ということを組み込まないと、B評価のままでは難しいのではないかと問題提起です。

例えばいろいろと書かれている内容は、「その他の意見」という形で、A評価で意見という形で出していくのか、B評価であればどの部分を見直すべきかという踏み込んだ表現をしていく必要があるのではないかとということで、問題提起をさせていただいております。

【部会長】

議論すべき論点は一つで、特に具体的な問題点、改善点の指摘がない場合、BとするかAとするかということなのなんですけれども、その中には、事業開始後、比較的時間がたっているものについて事業課でも見直しをしているわけですね。当然、そういう仕組みが行政の組織にありますので。

時間がたっているというだけで、それは見直すべきであるとはなかなか言えないのではないかとことがあって、今の2つの事業については、それしか書いてなくてB評価にしているのだけれども、それだと、むしろA評価なんじゃないか。B評価だと改善の必要があるという指摘なのなんですけれども、じゃ何を改善するのかということがわからないということですね。

いかがですか。

見直してくださいというのだけれども、何を見直せばいいか。この事業課も定期的に見直しをやっているわけですから、何を見直したらいいのかわからないのに、改善が必要だということだと言われたというのは。

【委員】

直すべきところがないかどうかという。

【委員】

好景気のときもあれば不況なときもあるという中で、一貫してそういう事業が50年、60年にわたって行われているわけですから、時代の経済状況を反映した補助事業であってほしい。

これだけ補助事業がある中で踏み込みようがないから、そういう意味でそういう表現してい

るのですけれども。

【委員】

とにかく、必要なところに必要なだけ、助成をすればよいと思っています。どういう形でどこにどれだけすればいいということは、わからないので、この補助事業全般ですけれども、どこがどうという具体的な指摘はできません。

【委員】

もともと具体的な内容を指摘しないでB評価というのはどうかとは思っていましたが、A評価とすることで、プラス評価をしているという、こちらの意思表示になるという点は、A評価とB評価にすごく隔たりがある。

A評価と言ってしまうと、これはとてもいい事業だから、もっともっとこのままどんどん進めてくださいというようなプラスの意味合いが強い。およそのところでは問題がないだろう程度をA評価とすることと、本当にこれはいいですねというA評価と開きがある感があります。

【部会長】

それは、確かに我々がA評価を下した数少ない事例の間でも、そこはニュアンスの差がありました。大変よいからもっとやれという、むしろそれでB評価になっているようなものもあるのですけれども。

【委員】

A評価にしておいて、その他の意見で、でもちょっとこういうことも考えておいてくださいという表記の仕方になるのかなと思います。具体的内容にまで考えが及ばないという場合には、A評価をつけておく程度でいいのではないかと一貫して思っていた。

【委員】

創業支援といいながら300件近く創業の支援というのが本当にあるのかどうか。

産業基本条例をつくるという説明会で、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援しますよという。だから、やる気があって努力している人には、ちゃんと支援しますよというのが、基本条例の理念なのですね。

そういうふうな長年やってきて、時代の変革もあり、その変革の中でなおかつやる気があって努力をしているというところは、しっかりと支援できていますよという視点に、どういう注目を付けられるのかという思いです。

【部会長】

共通しておっしゃったのは、与えられた資料だけではわからないという点ですね。

ここが、この外部評価委員会という仕組みの根本的な問題ではないかと考えています。会計検査院等の仕事は、資料があらかじめわかっているわけで、この範囲内で判断しなさい、この範囲内できちんと説明されていないことを指摘しなさい、ということですね。ところが、外部評価委員会は、一応この資料で判断しなさいとはなっているのだけれども、この資料だけではわからないからというので、この間、委員の皆さん非常に勉強されまして、要綱を取り寄せたり、現地視察をしたりとかということもしているわけです。そうすると、どれだけの調査を、

我々はして、それで記号をつけるのかということが、いま一つはっきりしていない。制度上ははっきりしているかもしれないのだけれども、そこについて確信が持てない。

何を根拠にどういう視点で判断しなければいけないかということが、いま一つ明確ではないという印象を持ちます。

区民目線で評価しましょうというけれども、区民目線だけではデータがないと評価できません。では、このデータだけで全部わかるかということ、そうではない。その辺が、どこまで勉強すれば評価して良いのかというのが非常にわかりにくい。

それが、この外部評価制度のかなり大きな問題ではないかと思って、全体の問題として指摘したい。

基本は、この内部評価実績書で知り得た限りのことを根拠に、区民目線でA評価、B評価、C評価などをつけるということだと思います。そうであれば、具体的な問題が見出されない場合は記号の解釈としてはA評価となる。制度上はそうのように想定されているということです。

どれだけの資料に基づいて何をすればいいのかを限定しないといくらでも調べなければならなくなってしまう。B評価とつけて責任持てるのかと言われて、もう少し勉強させていただきますとやっていくと、かなり区民としての活動を超えることにもなっていくと思います。

一つは、65と74番についてどういう記号をつけるかという問題と、もう一つ、全体の課題として、全体を見直すべきではないかと思いますが、皆さんはどう考えられるかというこの2つについて結論を出したいと思います。

【委員】

年数がかなりたっている事業については、期限を設けて見直しをしてほしいという意見が前の部会のときに出ており、全般論として出したほうがいいのではないかという意見です。

【部会長】

ただ、見直しはしているのですよね。だから、それ以上のことを求めるとすれば政治的に、もう10年で必ず終わる等という決定をしなければ、通常の行政スタイルでは、いや、見直しはしていますという話しかないと思うのです。

例えば、過疎法の話を出しました。過疎法というのは、議員立法でかつ全会一致で常に議決されてきて、10年ごとに見直して今日に至っている。10年に1回、現状を見て、法律の第1条に書いてある何のために過疎対策をするのかと理念を設定し直して、全員が賛成できる形に持っていくと。相当の政治的労力です。それらを経ながら、結果として過疎対策が何十年も続いているところだけ見ると変に見えるけれども、10年に1回すごいことをやっているのです。そのような続き方だったら確かに納得できるのではないかと思います。

では、今、行政がやっている続き方が変な続き方なのかということ、それはそうでもないと思います。やっぱりきちんと行政は行政なりに伝えて、見直されて、仕事をしてらっしゃると思います。

【委員】

ご指摘の部分は、いたずらに期間が長いからおかしいというような話ではないという事例と

して過疎法の話をついて思いました。この施策が3年に一度見直していますというけれども、何をどう見直してどう改善して今日に至っているのかは、理解できない。ぱっと見て、まだこういうことやっているのというようなことも含めて。

だから、当然そこには濃淡というか何年たってもやるべきものもあれば、まだやっているというものも混じっている。この補助事業というかこの利子補給関連、十いくつもあり、そこに濃淡があったわけです。A評価もあればC評価もあったと思います。

今、ここに挙がっているものは、その中の信用保証の問題、これは全部の利子補給とセットになっているもう一つの柱なのです。だから、これについて、時代に合わせた見直しをということ、そんなに間違った考え方じゃないと思います。

よくわからないからA評価ということはないと思っています。やっぱりこれはぜひ拡大あるいは継続してくださいという意味を含めたものがA評価で、そうでないものは、こういうところは見直してくださいとする。具体的に全部指摘できないものも含めて、見直しを提起していると受けとめていただければいいなと思います。

【部会長】

A評価は、すばらしいではなくて、何も問題がないに過ぎない。

【委員】

けれども、この資料で見る範囲で大きな問題が指摘できなかったところではA評価なのかという解釈なのです。

【部会長】

むしろ、どんどんやってくださいというものについてはB評価として、もっとやれもっとやれという改善意見をつける。

【委員】

それもありましたから。

【委員】

まだこんなことやっているのというあたりをもう少し違う言葉で明確にすれば、それが理由になるのではないですか。

例えばバブルの時代には必要だが、現在では、こういう制度自体を必要とされているかどうか疑問だということですか。

【委員】

対象が非常に幅広い、信用貸付補助制度なんかは、先ほど挙げたような中小企業の支援から商店街の支援、長期間の融資それこそ商店街の売り出しのための短期の融資にまで全部これがかかわっているわけです。

だから、見直すというのは、具体的にそこまで踏み込むだけの知識を持ってないから言えないけれども、おのずとそこには見直すべきものはまだまだいっぱいある。短期の融資の利子補給なんていうのは、本当に必要なのというようなことも含めて、制度としては、全部そういうことをひっくるめてこれがもう一本の柱として利子補給になっていく。ちゃんと見直しをすれ

ば、もうそろそろやめてもいいのかなとしてもいいというものもあるのではないのでしょうか。

【部会長】

この記号の解釈というか概ね問題がないというフォーミュレーション（公式化・定式化）は、非常に大きい課題です。評価等で点数をつけるときに、3はこうだという、フォーミュレーションというのはものすごく大きく作用する。3が普通なのですと言われて、概ね問題がないと書いてあるか普通と書いてあるか、よくも悪くもないと書いてあるかにより、心理的に非常に関係するのです。そして、その工夫が非常に重要だと思います。

今回どういうふうになっているかという、概ね問題がないという表記で、これは恐らく評価の資料が、これプラス思考であることを前提に、それを見た限りでは概ね問題がないという意味なのだろうと思われます。その意味では、制度趣旨としてはこういうものについてはA評価とすることになっているのかと思います。

A評価としてしまうと何か必要以上にはめているように見られてしまうが、何となく疑念が残る。A評価だと言うと、概ね問題がないと書いてあったとしても、やはりそこまで自信持てるかという思いもなくはないのです。

利子補給、信用保証等については、今、区民目線の厳しい目が注がれているのではないかと思います。

実際には、多分そういう政府の関与を抜きにやっていける国民経済ってそんなにないと思います。利子補給や信用保証といった点についてまで手厚く保護されなければならないような経済というのは、何かゆがめられているのではないかという疑念が、区民の間で共有されていますが、その疑念が正しいかどうかはわからない。少なくとも区民目線としては、この手の補助事業には非常に厳しい目が注がれているというメッセージを伝えるためには、具体的な指摘はないけれども、B評価と合意したときの意思というのは、やっぱりそういうものだったのではないかと思います。B評価のままということになりますね。

部会で議論した末に合意した評価ですので、それを維持したら良いのではと思います。

【委員】

賛成です。

【部会長】

ここでいろいろな問題が出てきましたので、全体の課題として申し送ったらよいのではと思います。

【委員】

要するに我々としては本当に、必要なところに必要な補助がされているのかというのはこれだけでは理解できない。しかし、常に状況に対応した減り張りのきいた運用がなされているかどうか見直してくださいと言いたいのです。

【委員】

おっしゃるとおりだと思います。そのぐらいを文章として補強することに賛成です。

【委員】

計画事業82「新宿の魅力の発信」についてですが、モバイルサイトみたいなITを使ったものを実施しているっていう前提だと、ITを活用したシステムというだけの表現ではちょっと指摘としてはよくないということですか。

【事務局】

もうちょっと踏み込んで、別のことまで想定しているのであれば、その部分に触れていただいたほうが伝わるのではないのでしょうか。

【委員】

新宿区なりのシステムがあるが、IT同士を融合したような民間との協働でのシステムづくりをすれば、もっとみんなが使えるシステムができるのではないか。民間の発信サイト等とリンクをして、協働でやっていけば、もっとみんなにより使われるモバイルサイトができないのかなということです。

【部会長】

そこまでの提案を、我々は求められているわけではないかもしれませんが、ただ、でもそういう建設的なイメージがなければ確かに評価はできないと思います。

ではこれで部会での議論は終了して全体会へ移ります。